

岡山県立倉敷鷺羽高等学校 いじめ防止基本方針

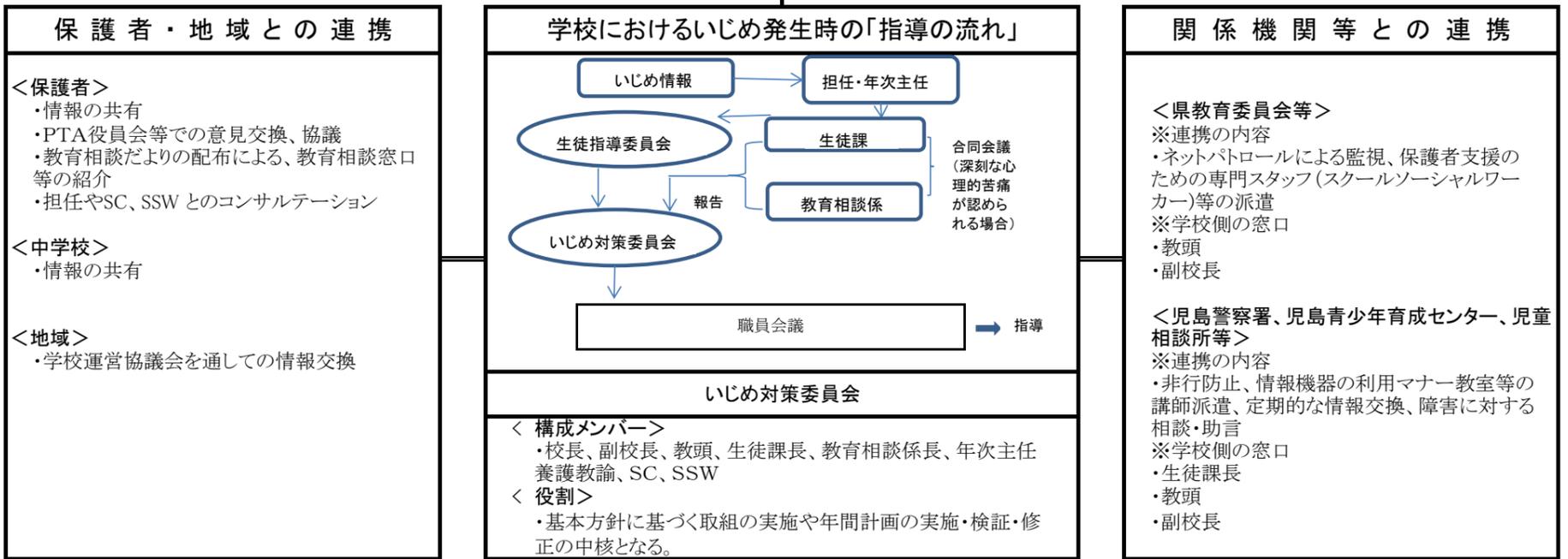
令和5年 4月 策定

いじめに関する現状と課題

・本校では深刻ないじめの事例は起きていないものの、からかいから発展しいじめ事案やSNSを介した悪口の書き込み、誹謗中傷などが年に数件起きている。本校の取組としては、入学者登校日に保護者、新入生に向けて生徒課長からいじめ等の対応について丁寧に説明を行っている。また、6月と11月に生活アンケートを実施しいじめ事案の早期発見に努めており、岡山県が導入しているスタンバイ(アプリ)の活用も推奨している。いじめ事案が確認できた際には、速やかな情報共有と組織対応、保護者への丁寧な説明を行い、生徒課といじめ対策委員会を中心に対応を協議する。対応にあたっては、双方からの聞き取りを丁寧に行い、学校として毅然とした態度で注意・指導を行う。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・すべての教員は、いじめは生徒の人間らしく生きる権利を侵害する深刻な人権問題であるとの認識に立って、いじめ対策委員会の総括の下、いじめの防止や早期発見・早期解決に努める。
 ・いじめは身近に起こり得るものだという認識を共有し、いじめ事案の積極的な認知と速やかな情報共有、組織対応を徹底する。
 ・いやがらせ、いじめ行為については事実を丁寧に言い、些細なことでも丁寧に対応する。
 ・授業や部活動、学校行事等を通して生徒が活躍できる機会を充実させ、生徒の自己有用感と人権意識を高める取り組みを進め、いじめ防止に努める。



①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修の一環として、いじめに関わる人権や心理、あるいはLHRの指導法等についての研修会を開催する。 <p>(LHR活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に対する知識やいじめを許さないための考え方や行動の仕方等を考えるLHRを実施する。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校親善球技大会、龍王祭等の学校行事を通して、生徒が活躍できる場所を提供し、生徒の自己肯定感を高めるための取組を進める。 ・岡山県が導入しているスタンバイ(アプリ)の活用を推奨し、いじめの認知に努める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業や部活動、学校行事等を通して生徒が活躍できる場所を充実させ、生徒の自己有用感を高める取組を進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルに関する授業を、各学年において行う。これによって、ネット上のいじめを防止し、情報機器の利便性とともに情報を発信する責任を自覚させ、適切に利用できる力を身につけさせる。 ・授業等での生徒の様子をしっかりと観察し、教員が常に人権感覚を大事にすることで、いじめが発生しない環境を作る。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートを6月と11月に実施し、担任が生徒全員に年2回の面談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員室で日常的に情報交換を行ったり、年次会議で生徒の情報交換を密に行ったりすることで、教師集団としていじめに取り組む体制づくりを意識的に進める。 <p>(保護者への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者説明会において「こどもの小さい変化」に気づいたら速やかに学校へ連絡・相談していただくようお願いをする。 <p>(授業・特別活動・部活動等での観察)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業等を通して、生徒の様子をしっかりと観察することで、小さなからかい等を見逃すことなく、いじめの早期発見に努める。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの情報を受け取った担任は、1人で抱え込むことなく、「組織として対応」することを念頭に指導を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導に当たっては、保護者や関係諸機関等との連携を密にする。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に考え、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることと、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対策を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるような指導を行う。 <p>(いじめの傍観者や無関心を装う生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい人権意識や秩序ある社会のルールに気づかせ、自ら問題を解決していこうとする姿勢や態度を育てる取組を、年次団が中心となって実施する。